

## 就労継続支援事業所生産活動拡大支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所における利用者の賃金・工賃の確保を図るため、就労支援事業所による新たな生産活動への転換や、販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化等の生産活動の拡大に向けて必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助の対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、「生産活動拡大支援事業実施要綱」（令和3年12月23日付け障発1223第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所が、その生産活動の拡大に向けて行う事業（以下「補助事業」という。）とする。

### (補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち知事が必要と認める経費とする。

2 行政機関、公益財団法人、民間企業など他の機関から助成を受ける事業は、補助の対象としない。

### (補助率及び補助金の額)

第4条 補助率は、補助対象経費の10分の10以内とし、交付する補助金の額は、補助金の交付を受けようとする事業所（以下「申請者」という。）1件当たり30万円を上限とする。ただし、複数の事業所を運営する法人においては、1法人当たりの上限を120万円とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、

この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 知事は、第5条の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、第5条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合を除く。）をしようとする場合

(3) 交付決定を受けた補助金の額に変更をきたす場合（補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないものを除く。）

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

(状況報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、知事から規則第10条の規定により補助事業の遂行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日、若しくは廃止の承認を受けて1箇月を経過した日又は交付決定した年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入

控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、通知書（様式第5号）により補助事業者に通知する。

#### (補助金の交付)

第11条 補助金の交付については、精算払とする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払とすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

#### (書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の事実を明らかにした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

#### (財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から第1項で定める期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### (消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還期間は、別に定めるものとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(成果の発表等)

- 第15条 知事は、補助事業により得られた成果については、必要に応じてこれを補助事業者に発表させることができるものとする。
- 2 補助金交付後においても、補助事業者に対して、随時報告や現地視察を求める場合がある。

(雑則)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
新たな生産活動への転換等に要する費用	1 謝金（講師謝金等） 2 旅費（講師旅費等） 3 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等） 4 役務費（通信運搬費、保険料等） 5 使用料及び賃借料 6 備品購入費 7 委託費 8 その他（上記に掲げるものの他、知事が特に必要と認める経費）	当該経費の10分の10以内	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用	同上	同上	同上
経営コンサルタント派遣等経営改善に要する費用	同上	同上	同上
生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用	同上	同上	同上

様式第 1 号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

法人名

事業所名

代表者名

印

就労継続支援事業所生産活動拡大支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、就労継続支援事業所生産活動拡大支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円  
(様式第 1 号の 2 の助成上限額を記入すること)

2 添付書類

- (1) 申請様式 (様式第 1 号の 2)
- (2) 生産活動収入の状況を確認できる書類 (財務諸表等)
- (3) その他必要な書類

生産活動拡大支援事業 申請様式

山梨県知事 殿

申請日	令和
法人名	
事業所名	
事業所番号	
代表者名	

1. 対象要件の確認

次のアからイのいずれか該当する方に○を記入してください。

ア 令和3年4月以降、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する月があること	
---------------------------------------	--

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の生産活動収入が前々年同期比で50%以上減少した月(※1)
  - (イ) 令和元年5月から令和元年12月までの間に事業を開始した事業所であって、かつ、(ア)の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月(当該月の前々年同期が事業開始月前である場合に限る。)
  - (ウ) 令和2年1月から令和2年3月までの間に事業を開始した事業所であって、かつ、(ア)の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月(当該月の前々年同期が事業開始月前である場合に限る。)
- ※1 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年3月における生産活動収入の減少が認められ、本要件に該当しない場合においては、1ヶ月の生産活動収入が平成31年1月から3月までの同月と比較して50%以上減少した月も対象月とすることができる。

イ 令和3年4月以降、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する期間があること	
--	--

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3ヶ月の生産活動収入が前々年同期比で30%以上減少した期間(※2)
  - (イ) 事業開始月が令和元年5月から令和元年12月までの間にある事業所であって、かつ、(ア)の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間(当該期間の最初の月の前々年同期が事業開始月前である場合に限る。)
  - (ウ) 事業開始月が令和2年1月から令和2年3月までの間にある事業所であって、かつ、(ア)の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間(当該期間の最初の月の前々年同期が事業開始月前である場合に限る。)
- ※2 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年3月における生産活動収入の減少が認められ、本要件に該当しない場合においては、連続する3ヶ月の生産活動収入が平成30年11月から平成31年3月までの同期間と比較して30%以上減少した期間も対象期間とすることができる。

注)以下の経営支援策を受けている事業所(法人)は対象外となります。

- ・事業再構築補助金
- ・小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)
- ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金
- ・その他本事業と支援内容が重複すると知事が認める国の支援策

2. 生産活動収入の状況(※3)

※3 生産活動収入の状況を確認できる書類(財務諸表等)も併せてご提出ください。

(1)1のアに該当する月の前々年同期又は1のイに該当する期間の前々年同期間を含む事業年度の生産活動収入の総額(円)(※4)	
---	--

※4 1のア(イ)又はイ(イ)に該当する場合は、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、ア(ウ)又はイ(ウ)に該当する場合は、事業開始後から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※1に該当する場合は、平成31年1月から3月までのうち比較対象とした月を含む事業年度の生産活動収入の総額、※2に該当する場合は、平成30年11月から平成31年3月までのうち比較対象とした期間を含む事業年度の生産活動収入の総額

(2)次のア又はイの該当する方いずれかの空欄に数字を記入してください。

ア 1のアに該当する場合

①前々年同期比で50%以上減収した月の生産活動収入(円)	
②前々年同期の生産活動収入(円)(※5)	
③前々年同期比	

※5 (イ)に該当する場合は、事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入、(ウ)に該当する場合は、事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入

イ 1のイに該当する場合

①連続する3ヶ月の生産活動収入が前々年同期比で30%以上減少した期間の生産活動収入(円)	
②前々年同期の生産活動収入(円)(※6)	
③前々年同期比	

※6 (イ)に該当する場合は、事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額、(ウ)に該当する場合は、事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額

3. 申請額及び内訳

次の①から④のメニューのうち、今回の申請に該当するものすべてに○を記入し、メニューごとの具体的な用途等及び申請額を記入してください。

①新たな生産活動への転換等に要する費用(上限15万円)		
具体的な用途、数量、積算等		
申請額(円)		
②新たな販路拡大等に要する費用(上限5万円)		
具体的な用途、数量、積算等		
申請額(円)		
③経営コンサルタント派遣等経営改善に要する費用(上限5万円)		
具体的な用途、数量、積算等		
申請額(円)		
④生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用(上限5万円)		
具体的な用途、数量、積算等		
申請額(円)		

4. 同一法人内事業所の申請状況

複数の就労継続支援事業所を運営している法人の場合は、すべての事業所の申請状況について記入してください。一法人当たりの上限額は120万円となりますので、同一法人内で複数の事業所を運営している場合は、法人内で調整の上、申請していただきますようお願いいたします。

一括申請

複数の事業所分を一括で申請する場合は、一括申請にチェックを入れ、事業所毎に「別添」のシートを作成の上、本申請様式と併せてご提出ください。なお、事業所の指定権者が異なる場合は、一括申請はできませんので、個別に申請をお願いします。

①事業所名	②指定権者名	③申請有無	④別添シート名	⑤申請額(円)
合計				

- ①事業所名…法人内の他の就労継続支援事業所名を記入してください。
- ②指定権者…本申請の事業所と同一の指定権者の場合は「同一」、異なる場合は指定権者名を記入してください。
- ③申請有無…当該事業所における生産活動拡大支援事業の申請有無を記入してください。
- ④別添シート名…②で「同一」かつ③で「有」の場合、「別添」のシート名を記入してください。
- ⑤申請額(円)…③で「有」の場合、当該申請額を記入してください。

メニュー	A.申請額(円)	B.基準額(円)	A又はBのうち低い金額(円)
①新たな生産活動への転換等に要する費用(上限15万円)			
②新たな販路拡大等に要する費用(上限5万円)			
③経営コンサルタント派遣等経営改善に要する費用(上限5万円)			
④生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用(上限5万円)			

助成上限額(円)(※5)

※5 法人上限額の120万円の範囲内で、申請額又は基準額の低い方の各合計金額が助成上限額となります。



生産活動拡大支援事業 別添様式（一括申請用）

山梨県知事 殿

申請日	令和
法人名	
事業所名	
事業所番号	
代表者名	

1. 対象要件の確認

次のアからイのいずれか該当する方に○を記入してください。

ア 令和3年4月以降、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する月があること	
---------------------------------------	--

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の生産活動収入が前々年同期比で50%以上減少した月(※1)
- (イ) 令和元年5月から令和元年12月までの間に事業を開始した事業所であって、かつ、(ア)の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月(当該月の前々年同期が事業開始月前である場合に限る。)
- (ウ) 令和2年1月から令和2年3月までの間に事業を開始した事業所であって、かつ、(ア)の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月(当該月の前々年同期が事業開始月前である場合に限る。)

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年3月における生産活動収入の減少が認められ、本要件に該当しない場合においては、1ヶ月の生産活動収入が平成31年1月から3月までの同月と比較して50%以上減少した月も対象月とすることができる。

イ 令和3年4月以降、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する期間があること	
--	--

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3ヶ月の生産活動収入が前々年同期比で30%以上減少した期間(※2)
- (イ) 事業開始月が令和元年5月から令和元年12月までの間にある事業所であって、かつ、(ア)の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間(当該期間の最初の月の前々年同期が事業開始月前である場合に限る。)
- (ウ) 事業開始月が令和2年1月から令和2年3月までの間にある事業所であって、かつ、(ア)の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間(当該期間の最初の月の前々年同期が事業開始月前である場合に限る。)

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年3月における生産活動収入の減少が認められ、本要件に該当しない場合においては、連続する3ヶ月の生産活動収入が平成30年11月から平成31年3月までの同期間と比較して30%以上減少した期間も対象期間とすることができる。

注)以下の経営支援策を受けている事業所(法人)は対象外となります。

- ・事業再構築補助金
- ・小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)
- ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金
- ・その他本事業と支援内容が重複すると知事が認める国の支援策

2. 生産活動収入の状況(※3)

※3 生産活動収入の状況を確認できる書類(財務諸表等)も併せてご提出ください。

(1) 1のアに該当する月の前々年同期又は1のイに該当する期間の前々年同期間を含む事業年度の生産活動収入の総額(円)(※4)	
--	--

※4 1のア(イ)又はイ(イ)に該当する場合は、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、ア(ウ)又はイ(ウ)に該当する場合は、事業開始後から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※1に該当する場合は、平成31年1月から3月までのうち比較対象とした月を含む事業年度の生産活動収入の総額、※2に該当する場合は、平成30年11月から平成31年3月までのうち比較対象とした期間を含む事業年度の生産活動収入の総額

(2) 次のア又はイの該当する方いずれかの空欄に数字を記入してください。

ア 1のアに該当する場合

① 前々年同期比で50%以上減収した月の生産活動収入(円)	
② 前々年同期の生産活動収入(円)(※5)	
③ 前々年同期比	

※5 (イ)に該当する場合は、事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入、(ウ)に該当する場合は、事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入

イ 1のイに該当する場合

① 連続する3ヶ月の生産活動収入が前々年同期比で30%以上減少した期間の生産活動収入(円)	
② 前々年同期の生産活動収入(円)(※6)	
③ 前々年同期比	

※6 (イ)に該当する場合は、事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額、(ウ)に該当する場合は、事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額

3. 申請額及び内訳

次の①から④のメニューのうち、今回の申請に該当するものすべてに○を記入し、メニューごとの具体的な用途等及び申請額を記入してください。

①新たな生産活動への転換等に要する費用(上限15万円)		
具体的な用途、数量、積算等		
申請額(円)		
②新たな販路拡大等に要する費用(上限5万円)		
具体的な用途、数量、積算等		
申請額(円)		
③経営コンサルタント派遣等経営改善に要する費用(上限5万円)		
具体的な用途、数量、積算等		
申請額(円)		
④生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用(上限5万円)		
具体的な用途、数量、積算等		
申請額(円)		

メニュー	A.申請額(円)	B.基準額(円)	A又はBのうち低い金額(円)
①新たな生産活動への転換等に要する費用(上限15万円)			
②新たな販路拡大等に要する費用(上限5万円)			
③経営コンサルタント派遣等経営改善に要する費用(上限5万円)			
④生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用(上限5万円)			

助成上限額(円)(※5)

※5 法人上限額の120万円の範囲内で、申請額又は基準額の低い方の各合計金額が助成上限額となります。

(申請者) 殿

山梨県知事

就労継続支援事業所生産活動拡大支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、山梨県補助金等交付規則及び就労継続支援事業所生産活動拡大支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知する。

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

- 1 就労継続支援事業所生産活動拡大支援事業費補助金交付要綱を順守すること。
- 2 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 20%以内の経費の配分の変更
    - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使

用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

### 3 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金を他の用途へ使用したとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は令和5年3月31日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書に關係書類を添えて知事に報告しなければならない。

5 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで關係書類を保管しなければならない。

様式第3号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

法人名

事業所名

代表者名

印

就労継続支援事業所生産活動拡大支援事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、就労継続支援事業所生産活動拡大支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

第4号様式

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

法人名

事業所名

代表者名

印

就労継続支援事業所生産活動拡大支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、就労継続支援事業所生産活動拡大支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 実績報告様式（様式第4号の2）
- 2 添付書類
  - （1）領収証等
  - （2）整備、生産等を行った成果物が明確に判別できる写真
  - （3）その他必要な書類

生産活動拡大支援事業 実績報告様式

山梨県知事 殿

報告日 令和 \_\_\_\_\_  
 法人名 \_\_\_\_\_  
 事業所名 \_\_\_\_\_  
 事業所番号 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_

1. 助成金受領額(円)

2. 支出額及び内訳(別添可)

以下の①から④のうち、助成を受けたメニューに○を記入し、その具体的な内容等及び支出額を記入してください。

※支出の内容がわかる領収書等を添付すること

①新たな生産活動への転換等に要する費用(上限15万円)		
具体的な内容等		
支出額(円)		
②新たな販路拡大等に要する費用(上限5万円)		
具体的な内容等		
支出額(円)		
③経営コンサルタント派遣等経営改善に要する費用(上限5万円)		
具体的な内容等		
支出額(円)		
④生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用(上限5万円)		
具体的な内容等		
支出額(円)		

受領額(円)

支出額

返納額

様式第5号

第 号  
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

就労継続支援事業所生産活動拡大支援事業費補助金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付けで実績報告のあったこのことについては、就労継続支援事業所生産活動拡大支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

確定額 \_\_\_\_\_ 円



山梨県知事 殿

所在地

法人名

事業所名

代表者名

印

就労継続支援事業所生産活動拡大支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった就労継続支援事業所生産活動拡大支援事業費補助金について、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

(1) 金融機関名

銀行

支店

(2) 預金種別

(当座・普通)

(3) 口座番号

(4) フリガナ

口座名義

山梨県知事 殿

所在地  
法人名  
事業所名  
代表者名

印

財産処分承認申請書

就労継続支援事業所生産活動拡大支援事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、就労継続支援事業所生産活動拡大支援事業費補助金交付要綱第13条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

山梨県知事 殿

所在地

法人名

事業所名

代表者名

印

就労継続支援事業所生産活動拡大支援事業費補助金に係る  
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

就労継続支援事業所生産活動拡大支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金額
- 2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額（A）
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額（B）
- 4 補助金返還相当額（B - A）

添付書類

- ・消費税及び地方消費税の確定申告書